一部開示決定通知書

住 所

氏 名

様

社会福祉法人生活·文化研究所 理事長 大 西 祐 子 ⑩

年 月 日付の開示請求について、社会福祉法人生活・文化研究所情報公開規程第 8条の規定により、次のとおり文書の一部を開示することを決定しましたので通知します。

文 書 件 名			
文書開示日	日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	
	場所		
開示方法	1. 厚	3 覧 2. 視聴	
	3. 4	写しの交付(交付手数料1枚10円× 枚 計 円)	
一部開示または非開示理由	根 拠	 社会福祉法人生活・文化研究所 情報公開規程	
	規程	任云悃他伝入生佔· 文化明光別 情報公開規程	
	適用	第8条第 号に該当	
	理由		
担 当 者	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	連絡先	電話番号	
備考			

- (注) 1. この通知書を持参のうえ、指定の日時にお越しください。なお、上記の日時にお越しい ただくことができない場合は、事前にその旨を電話等で担当者まで連絡してください。
 - 2. 開示方法について、「写しの交付」を希望した場合の交付手数料は、現金払いとします。 当日、担当者へ直接お支払いください。
 - 3. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、本会に対して苦情解決規程に基づき異議申立てをすることができます。 (社会福祉法人生活・文化研究所情報公開規程第18条第5項)